

一般財団法人明石コミュニティ創造協会

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる、仕事と家庭の両立ができる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2028年 3月 31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員（派遣職員を含む。）の有給休暇取得率を65パーセント以上とする。

<対策>

- 2025年4月～ 有給休暇取得状況の実態把握を行う。
- 2025年4月 経営会議にて、前年度の有給休暇所得状況を報告し、取得率が低いチーム職員への取得を促す方策(誕生日等記念日における取得、チームにおける年休取得予定表の活用など)を検討し、実施できることから実施する。
- 2025年7月～ 四半期ごとの職員の有給休暇取得状況をとりまとめ、経営会議にて報告し、必要な職員に取得を促すなど取り組みを進める。

目標2：計画期間内に、育児休業及び育児目的休暇の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・育児休業取得率を80%以上、育児目的休暇取得率を100%に
すること
女性社員・・・育児休業取得率を80%以上にする

<対策>

- 2025年4月～
柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知、育児休業制度等両立支援にかかる制度の周知を行う。
職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時など適切な時期に仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取する。

目標3：フルタイム職員（派遣職員を含む。）1人当たりの平均時間外・休日労働時間を年間150時間未満（各月12.5時間未満）とする。

<対策>

- 2025年4月～ ノー残業デーや定時退社、時間外勤務の事前申請を呼びかける。
- 2025年4月～ フレックスタイム及び休日出勤の振替制度の活用を徹底するとともに、フレックスタイムが取りやすい職場環境を整える。